

介護予防・日常生活支援総合事業について

清須市介護予防・日常生活支援総合事業説明会

平成29年1月25日（水）
清洲市民センター ホール

清須市健康福祉部高齢福祉課

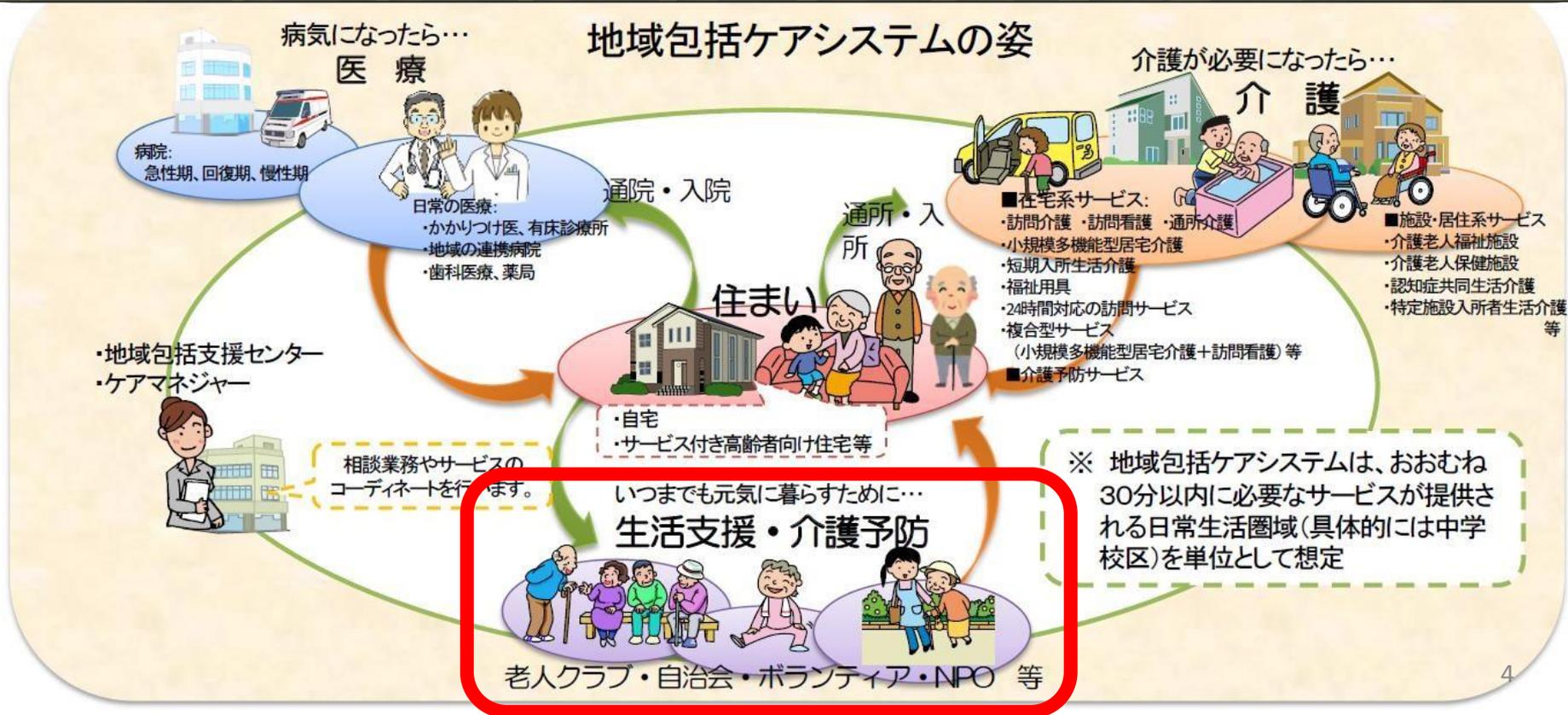
本日の内容

- 1 総合事業の概要
- 2 総合事業サービス利用までの流れ
- 3 清須市が実施するサービス事業内容
- 4 現行相当サービスについて
- 5 指定事業の基準について
- 6 緩和した基準によるサービス・短期集中予防サービスについて（委託事業）
- 7 介護予防ケアマネジメントについて
- 8 総合事業サービス費用の請求について
- 9 今後のスケジュール等について
- 10 その他

1 総合事業の概要

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現**



総合事業の趣旨

○ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）

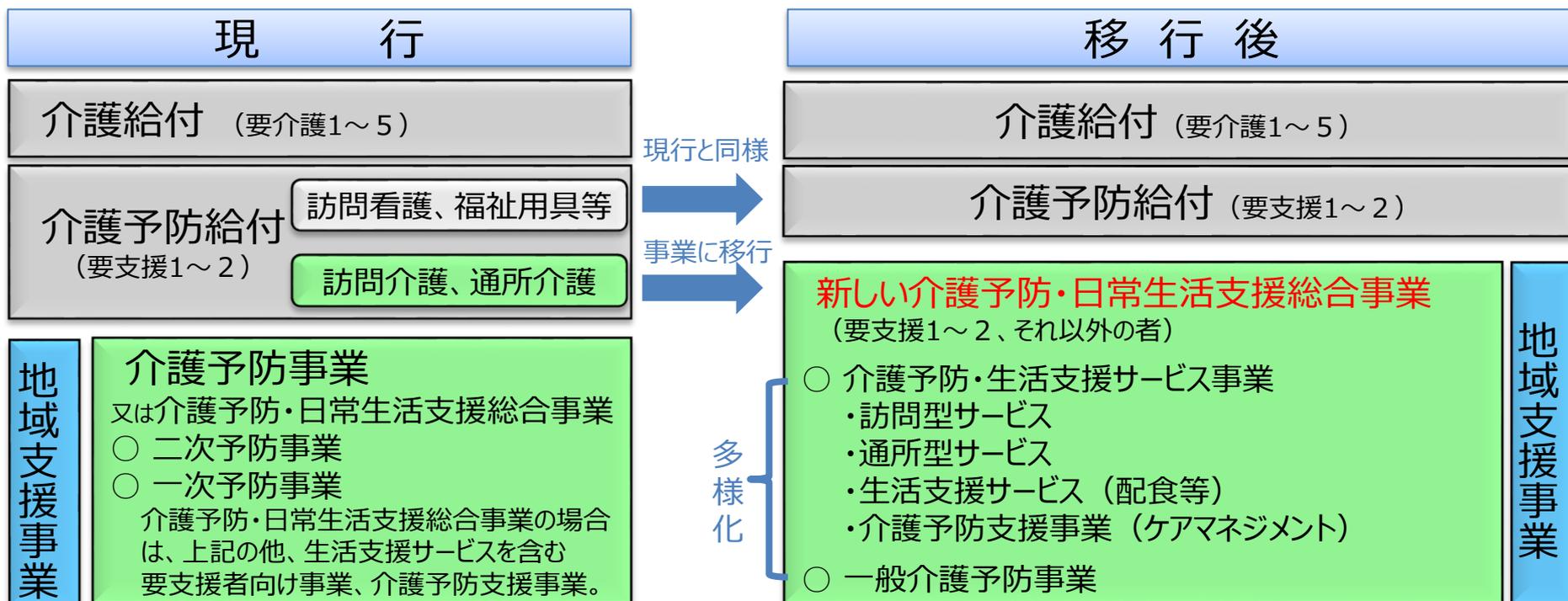
市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、**地域の支え合いの体制づくり**を推進し、**要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援**等を可能とすることを旨とする。

○ 総合事業の考え方

- ・ 多様な主体による多様なサービスの充実により、拡大する生活支援ニーズへ対応
- ・ 介護専門職の中重度者に対する重点化
- ・ 住民主体による地域の支え合いづくりを重要視した介護予防

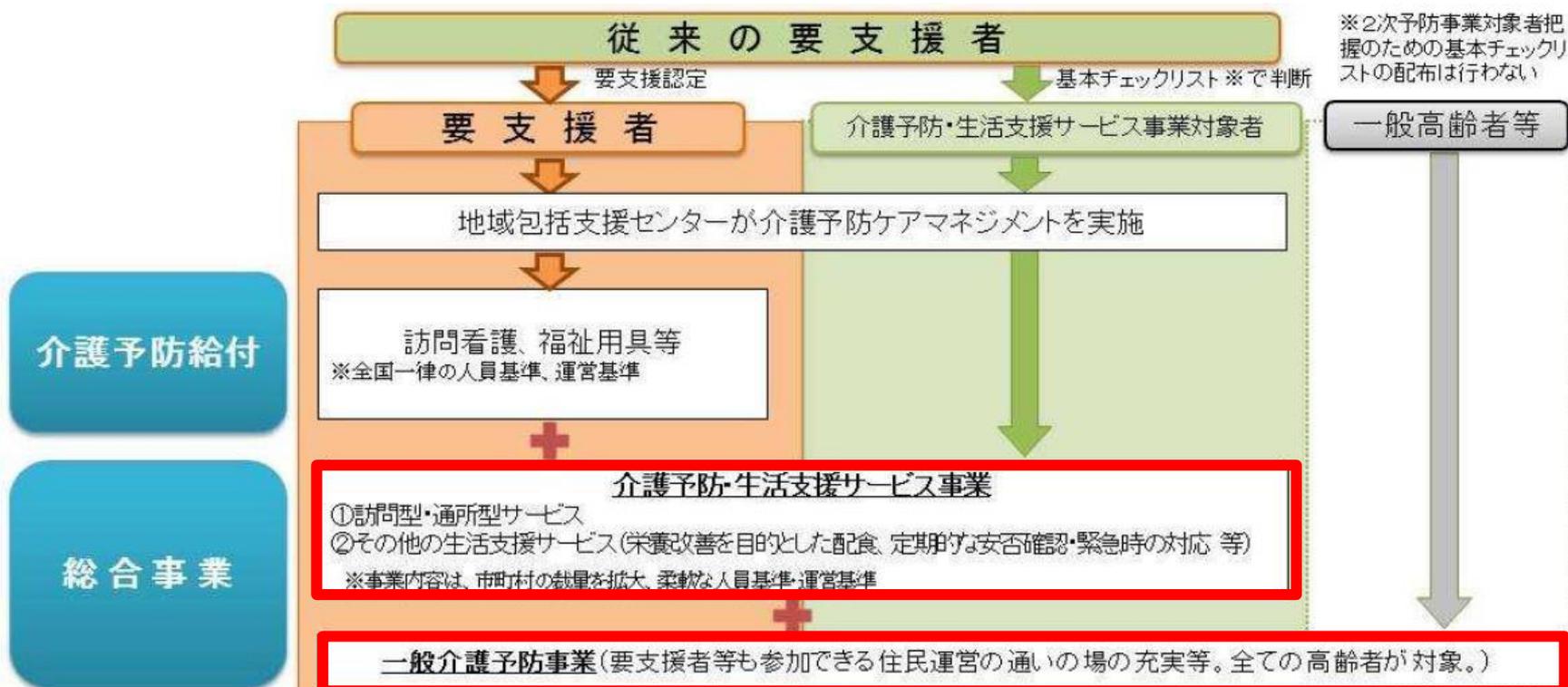
総合事業の構成

- 介護予防給付のうち、訪問介護・通所介護を市の事業（地域支援事業）へ移行。
- 介護予防事業においては、一次予防事業と二次予防事業を廃止し、一般介護予防事業として、住民の主体性を推進する。



総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き予防給付によるサービス提供を継続。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略し、基本チェックリストでの判断により、迅速なサービス利用が可能となる。
- ※第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



清須市としての考え方と実施時期

基本的考え方

- 要介護状態の予防と自立・社会参加に向けた支援
- 地域における支え合い体制整備の推進（地域づくり）

総合事業実施における考え方

- 一般介護予防事業に重点を置き、通いの場づくり・地域の支え合い体制を推進
- 移行当初においては通所介護を中心に事業を推進
- 30年度以降の制度改正も見据え、必要に応じて多様なサービスの充実を図っていく。

実施時期

平成29年4月から一斉移行により実施

2 総合事業サービス利用までの流れ

サービスの利用対象者

利用対象者

- 要支援者

平成29年4月以降は要支援者も事業の利用対象となります。

- 事業対象者

平成29年4月以降、基本チェックリストにより該当した方

基本チェックリスト

- 市役所高齢福祉課または地域包括支援センターにて実施

- 原則、被保険者本人が基本チェックリストを実施する。ただし、本人が来所できない場合は、家族からの聞き取りまたは電話により行う。

基本チェックリスト

No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください		No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ	16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	0.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ	21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ	22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ	23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ	24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ	25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ	(注) BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) が18.5未満の場合に該当とする。			
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)						
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ	①質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当 ②質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当 ③質問項目No.11～12までの2項目のうちすべてに該当 ④質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当 ⑤質問項目No.16に該当 ⑥質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当 ⑦質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当			
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ				
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ				

基本チェックリストの実施対象者と 要支援・要介護認定申請提出対象者

区 分		訪問・通所サービスのみ利用したい方	・訪問・通所以外の給付サービスを利用したい方 ・明らかに要介護認定が必要な方
新 規		基本チェックリスト実施	要介護認定申請
更新	要介護認定者	要支援者相当に状態改善の場合、 基本チェックリスト実施 上記以外は要介護認定申請	要介護認定申請
	要支援認定者	基本チェックリスト実施	要介護認定申請
区分 変更	要介護認定になる見込みの者	要介護認定申請	
	要支援認定になる見込みの者	基本チェックリスト実施	要介護認定申請
2号被保険者		要介護認定申請	

サービス利用の手続き・流れ

高齢福祉課にて相談受付

基本チェックリスト

地域包括支援センターへ情報送付

ケアマネジメント依頼届出書

被保険者証発行

ケアプラン作成



地域包括支援センターにて相談受付

基本チェックリスト

高齢福祉課へ情報提供

ケアマネジメント依頼届出書

被保険者証発行

ケアプラン作成



サービス利用開始

事業対象者の有効期間について

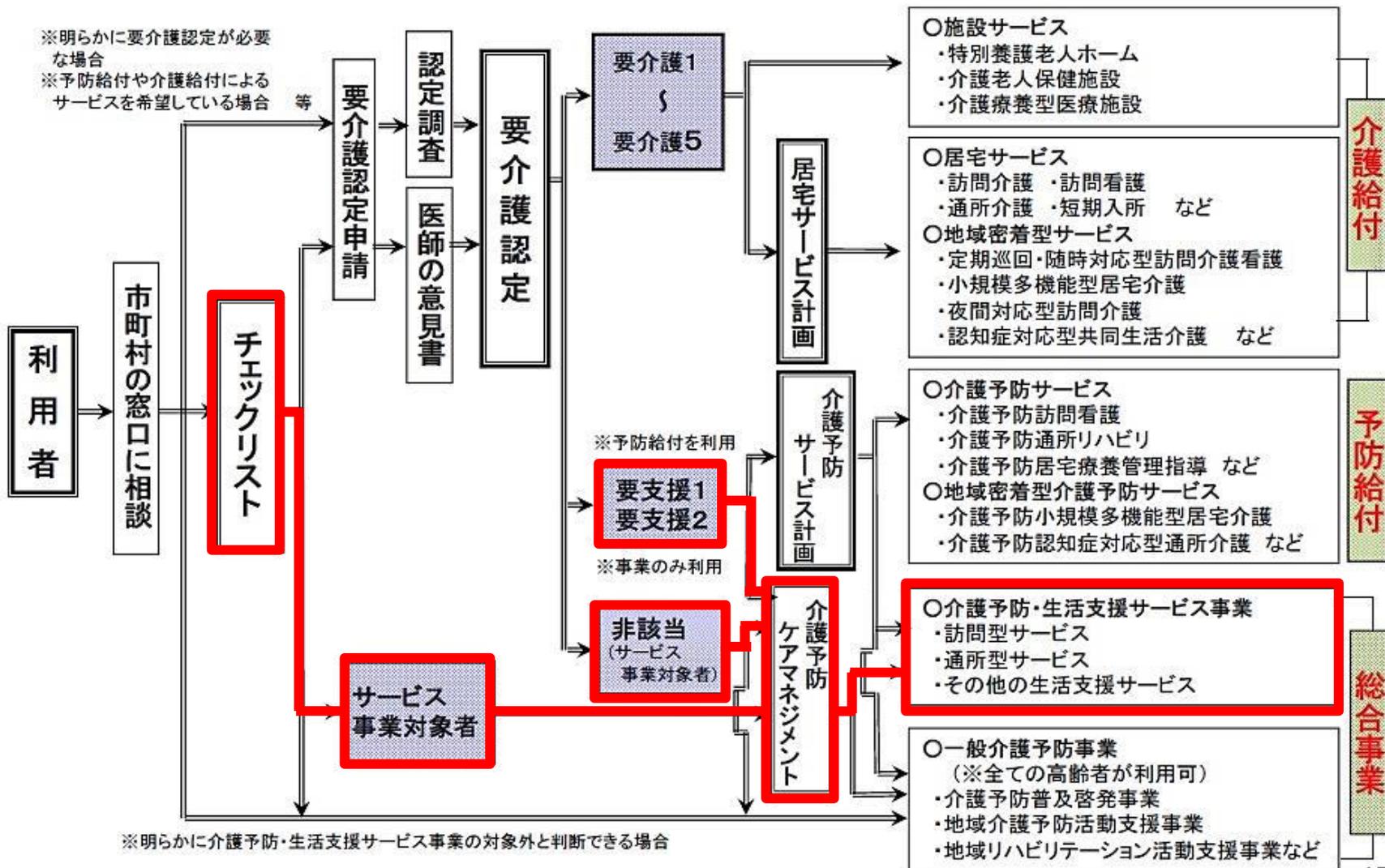
○事業対象者に有効期限はありません

⇒本人の状態が変化した場合や、一定期間サービス事業の利用がなかった場合等、必要に応じて再度基本チェックリストを実施します。

事業対象者の有効期限

一般高齢者⇒事業対象者	有効期限なし
要支援者⇒事業対象者	有効期限なし
事業対象者⇒要支援(要介護)者	有効期限：認定有効期限開始の前日
事業対象者⇒一般高齢者(非該当)	有効期限：基本チェックリストにより非該当となった日

サービス利用の手続き・流れ



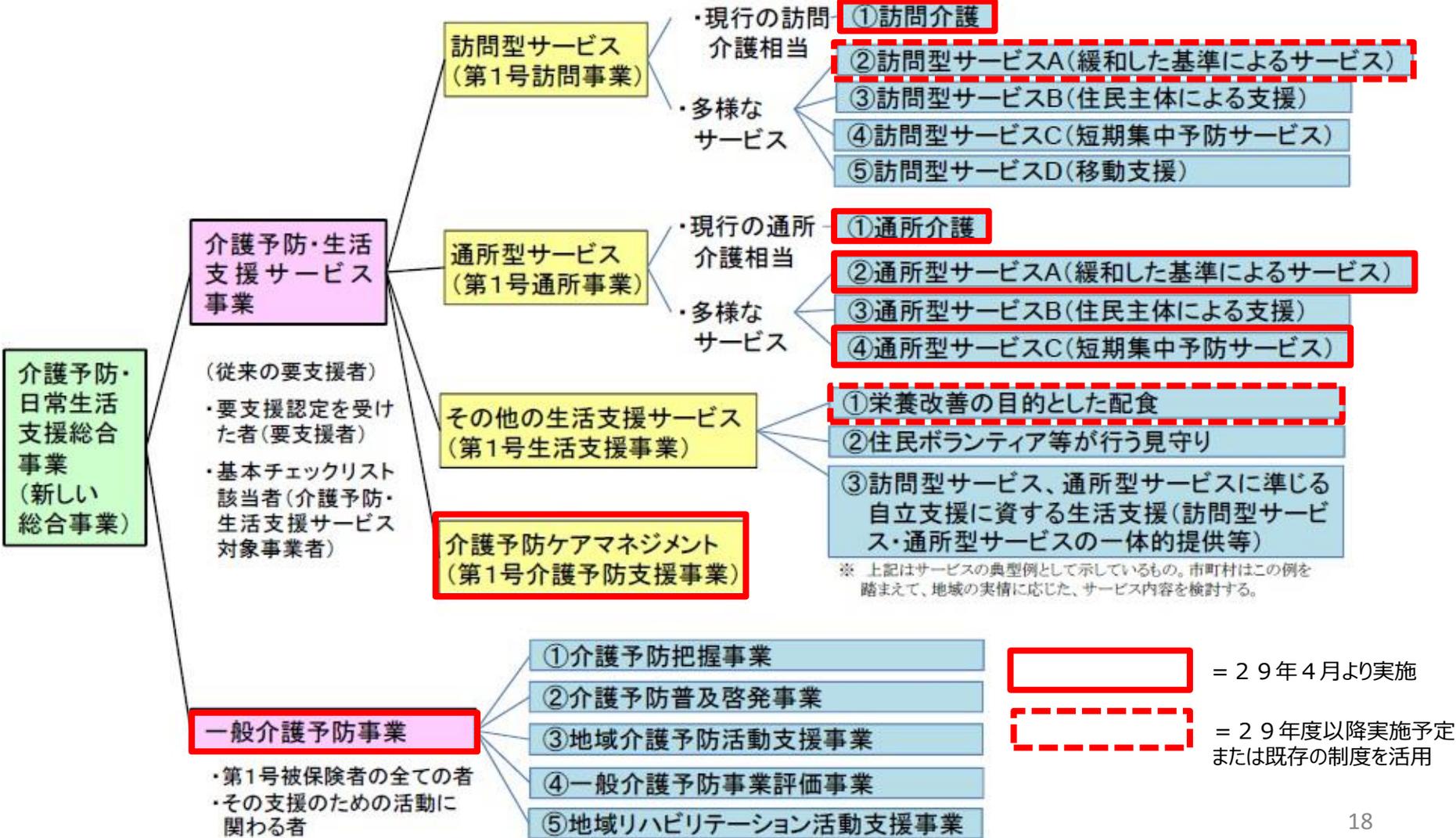
介護保険被保険者証の記載

- ①要介護状態区分：「事業対象者」
- ②認定年月日：基本チェックリスト実施日
- ③認定の有効期間：記載なし
- ④居宅介護支援事業所：地域包括支援センターの名称を記載
- ⑤届出年月日：介護予防ケアマネジメントを受けることを届け出た日

介護保険被保険者証		(一)		(二)		(三)	
被保険者		要介護状態区分等	① 事業対象者		内容		期間
番号		認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	② 平成29年4月10日		給付制限		開始年月日 終了年月日
住所		認定の有効期間	③				開始年月日 終了年月日
フリガナ		居宅サービス等	区分文給限度基準額		居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称		④ 清須市地域包括支援センター ⑤ 届出年月 平成29年4月15日
氏名		1月当たり	サービスの種類		届出年月日		
生年月日	性別	種類支給限度基準額	種類支給限度基準額		届出年月日		
交付年月日		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			介護保険施設等		入所等年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	2 3 2 3 3 0				種類		退所等年月日
	愛知県清須市須ヶ口1238番地				名称		入所等年月日
	清須市				種類		退所等年月日
	電話番号 (052)400-2911(代)				名称		退所等年月日

3 清須市が実施するサービス事業内容

清須市のサービス事業類型



実施するサービスの類型（訪問型）

	現行の訪問 介護相当	多様なサービス			
		訪問型サービスA （緩和した基準 によるサービス）	訪問型サービスB （住民主体によ る支援）	訪問型サービスC （短期集中予防 サービス）	訪問型サービスD （移動支援）
国が示す 類型	訪問介護	訪問型サービスA （緩和した基準 によるサービス）	訪問型サービスB （住民主体によ る支援）	訪問型サービスC （短期集中予防 サービス）	訪問型サービスD （移動支援）
清須市が 提供する サービス （名称）	介護予防 訪問サービス	—	—	—	—
実施時期	平成29年 4月	平成29年度 以降実施を 検討中	未定	未定	未定

実施するサービスの類型（通所型）

	現行の通所 介護相当	多様なサービス			
		通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体による支援)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)	
国が示す 類型	通所介護				
清須市が 提供する サービス (名称)	介護予防 通所サービス	生活支援 通所サービス	きよす元気アップ サービス	—	きよす集中 リハビリサービス
実施時期	平成29年 4月	平成29年 4月	平成29年 4月	未定	平成29年 4月

4 現行相当サービスについて

現行相当サービスの指定について①

① 内容について

- ・旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一の内容。
- ・基本的に、**事業所の指定基準、報酬、加算等は旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一。**
- ・請求方法は国保連経由で変わらないが、**請求コードは総合事業専用のもものとなることに注意**（後述）

② 指定申請について

- ・みなし指定を受けた事業所は申請不要。
- ・みなし指定を受けていない事業所（平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所）は、総合事業を開始した市の利用者に対してサービスを提供する場合は、利用者の保険者である市町村からの総合事業サービス事業所として新規指定を受ける必要がある。

現行相当サービスの指定について②

① みなし指定について

- ・みなし指定とは、平成27年3月31日までに介護予防訪問介護、及び介護予防通所介護の指定を受けている事業所に対し、総合事業における旧介護予防訪問介護・通所介護と同一の内容のサービスを提供する事業所として、全国の市町村が平成27年4月1日に指定したとみなす規定（医療確保推進法附則第13条）。
- ・よって総合事業の新規指定申請は不要、その効力は全市町村に及ぶ。

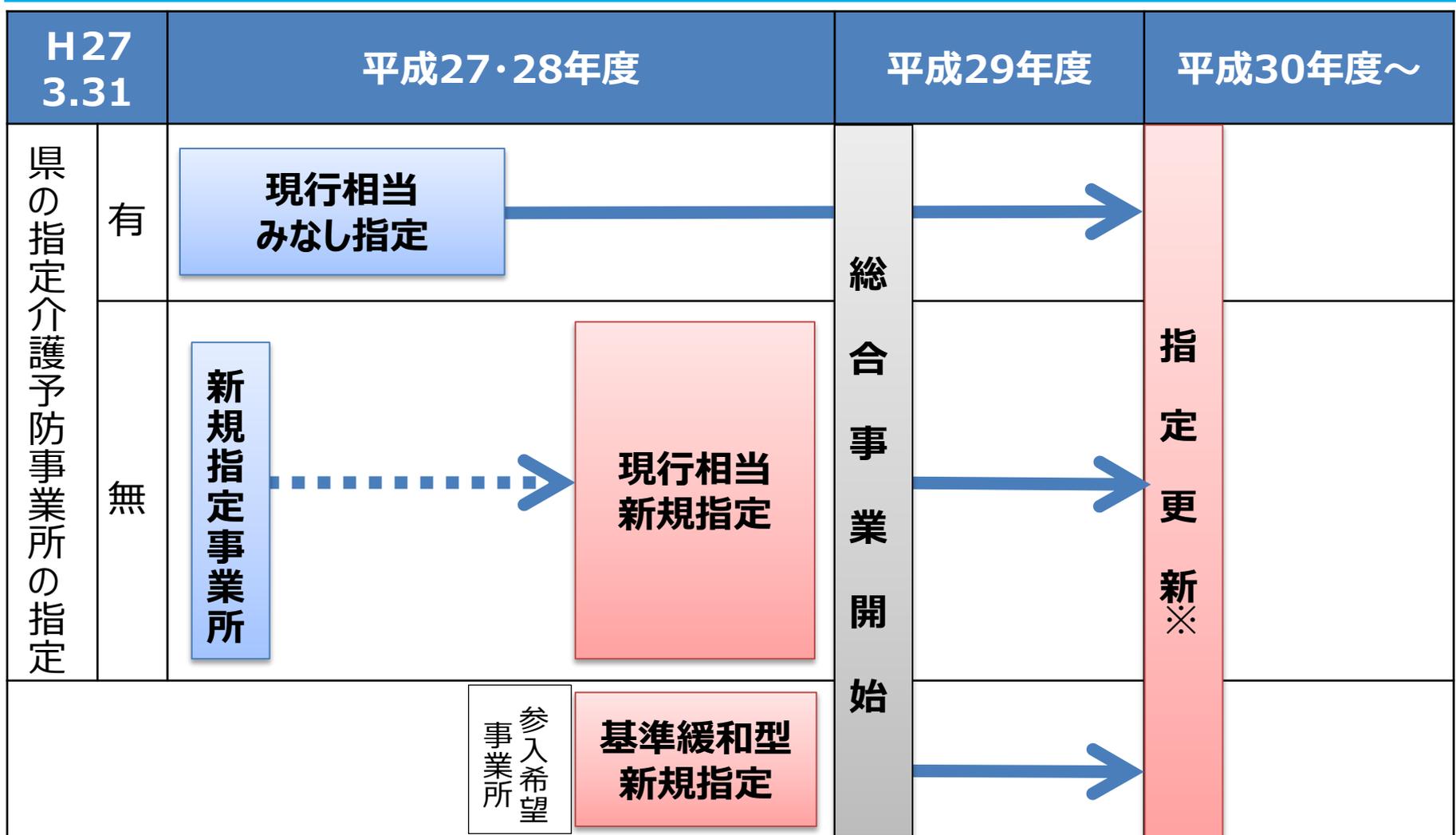
② みなし指定の有効期間

- ・ 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- ※ みなし指定を受けた事業所について、平成30年4月以降も事業を継続する場合には、利用者の保険者である市町村から総合事業サービス事業所として指定更新を受ける必要がある。

みなし規定について

被保険者	総合事業 開始時期	事業所 所在地	みなし指定期間 (H30年3月まで)	みなし期間満了時 所在地で指定更新 した場合
清須市	平成29年4月	清須市 事業者	○ H29.3まで予防給付として提供 H29.4以降総合事業として提供	○
		隣接市 事業者	○ H29.3まで予防給付として提供 H29.4以降総合事業として提供	× ※清須市へ指定更新 すれば可
隣接 市町村	平成27年4月 以降	清須市 事業者	○ H29.3まで予防給付として提供 H29.4以降順次総合事業として提供	× ※隣接市町村へ指定更新 すれば可
		隣接市 事業者	○ H29.3まで予防給付として提供 H29.4以降順次総合事業として提供	○

事業者指定の流れ



※清須市では当初の指定期限をすべてのサービスについて平成29年度末とする予定。²⁵

事業ごとの指定申請について

①平成27年3月31日時点で指定を受けている指定介護予防サービス事業者

事業名	清須市への申請	サービスコード
介護予防訪問介護 (現行の訪問介護相当)	新規申請は不要	A1 (訪問)
介護予防通所介護 (現行の通所介護相当)	新規申請は不要	A5 (通所)

※平成29年度中に介護予防の指定有効満了日を迎える事業所は、満了日の翌日から総合事業へ切り替え

②平成27年4月1日以降に指定を受けた指定介護予防サービス事業者

事業名	清須市への申請	サービスコード
介護予防訪問介護 (現行の訪問介護相当)	新規申請が必要	A2 (訪問)
介護予防通所介護 (現行の通所介護相当)	新規申請が必要	A6 (通所)

指定の混在について

- ✓ 平成30年3月までは、提供するサービスは3種類存在することになる。
- ✓ 総合事業開始後に指定内容等の変更があった場合は、それぞれの変更届を提出する必要があることに注意。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者
介護給付	訪問介護 通所介護 地域密着型通所介護	指定訪問介護の指定 指定通所介護の指定 指定地域密着型通所介護の指定	愛知県 愛知県 清須市
予防給付	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	指定介護予防訪問介護の指定 指定介護予防通所介護の指定	愛知県
総合事業	介護予防訪問・通所サービス (現行相当サービス)	総合事業サービス事業所の指定	清須市 (利用者の保険者)

法人の定款の変更及び 事業所の運営規程等の作成について①

①法人の定款

総合事業のサービスを提供するためには、定款の目的に事業名の変更（追加）が必要となる場合があります。

（例）「介護保険法に基づく第1号訪問事業」

「介護保険法に基づく第1号通所事業」

「介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業」

※みなし指定を受けている事業所については、みなし指定期間が満了して、更新申請をする前までに変更をお願いします。

※社会福祉法人や医療法人等は、定款変更について、所轄庁への確認が必要。

法人の定款の変更及び 事業所の運営規程等の作成について②

②運営規程

現在の運営規程で使用されている表記を、サービス提供時期までに変更または作成する必要があります。

(例) 「介護予防訪問介護」 ⇒ 「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
「介護予防通所介護」 ⇒ 「介護保険法に基づく第1号通所事業」

③契約書、重要事項説明書

総合事業によるサービス提供にあたっては、**「利用者との契約」**及び**「重要事項説明書の交付・説明・同意」**が必要です。

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者（要支援者）	再契約	（再）同意
新規（要支援者・事業対象者）	新規契約	同意

(参考) 契約書・同意書の修正例

サービス名称の変更

- ・ 介護予防訪問介護 ⇒ 第1号訪問事業
- ・ 介護予防通所介護 ⇒ 第1号通所事業

契約条項の読み替え (例)

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う読み替え)

第〇条 利用者の保険者である市町村が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する場合には、本契約に「介護予防訪問（通所）介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）第5号による改正前の法における介護予防訪問（通所）介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される訪問型（通所型）サービス」と読み替えるものとする。

※ 契約書文面との整合が必要であって、上記例をそのまま用いることができない場合があります。また、この例により生じた損害等を清須市が負担するものではありません。

5 指定事業の基準について

清須市のサービス事業類型

【訪問型サービス】

訪問介護



現行相当サービス（介護予防訪問サービス）

【通所型サービス】

指定事業

通所介護



現行相当サービス（介護予防通所サービス）

緩和した基準によるサービス（生活支援通所サービス）

緩和した基準によるサービス（きよす元気アップサービス）

短期集中予防サービス（きよす集中リハビリサービス）

委託事業

訪問型サービスの基準①

	介護予防訪問サービス 介護予防訪問介護に相当（現行相当）
内容	身体介助および生活支援
実施主体	現行の訪問介護事業所
対象	要支援者、基本チェックリスト該当者
ケアプラン	ケアマネジメントA（現行と同様）
サービス提供	ケアマネジメントに基づき決定（週1～3日） ※利用者の様態により利用時間は異なる
事業所の指定／委託	事業所指定
単価等	週1回程度必要 1,168単位 週2回程度必要 2,335単位 週3回以上必要 3,704単位（要支援2のみ） ※1単位 10.21円 ※現行の介護予防訪問介護と同じ報酬、各種加算あり
請求方法	国保連合会経由

訪問型サービスの基準②

	<p style="text-align: center;">介護予防訪問サービス 介護予防訪問介護に相当（現行相当）</p>
<p style="text-align: center;">人員基準 (資格・配置条件)</p>	<p>【管理者】（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置：常勤・専従1人以上 ・資格：なし <p>【訪問介護員等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置：常勤換算2.5人以上 ・資格：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 <p>【サービス提供責任者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置：常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上（※2） ・資格：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 <p>（※1）支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 （※2）一部非常勤職員も可能。</p>

通所型サービスの基準①

	介護予防通所サービス 介護予防通所介護に相当（現行相当）	生活支援通所サービス 市が基準等を緩和させたもの（基準緩和型）
内容	機能訓練、レクリエーション、送迎、入浴など （現行の介護予防通所介護と同様）	軽運動、レクリエーション、趣味活動など
実施主体	現行の通所介護事業所	現行の通所介護事業者、新規参入事業者
対象	要支援者、基本チェックリスト該当者	同左
ケアプラン	ケアマネジメントA（現行と同様）	同左
サービス提供	ケアマネジメントに基づき決定（週1～2日） 利用者の様態により利用時間は異なる	同左
事業所の 指定／委託	事業所指定	同左
単価等	<u>事業対象者・要支援1（週1回程度）</u> 1,647単位／月 <u>事業対象者・要支援2（週2回程度）</u> 3,377単位／月 ※1単位 10.14円 ※現行の介護予防通所介護と同じ報酬、 各種加算あり	<u>事業対象者・要支援1（週1回程度）</u> 1月の中で全部で4回まで 370 単位／回 1月に4回を超える場合 1,482 単位／月 <u>事業対象者・要支援2（週2回程度）</u> 1月の中で全部で8回まで 379 単位／回 1月に8回を超える場合 3,039 単位／月 ※1単位 10.14円 ※加算は 運動器機能向上加算 と、 市独自に 入浴介助加算 を設定
請求方法	国保連合会経由	同左

通所型サービスの基準②

	介護予防通所サービス 介護予防通所介護に相当（現行相当）	生活支援通所サービス 市が基準等を緩和させたもの（基準緩和型）
人員基準 （資格・配置条件）	<p>【管理者】（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置：常勤・専従1人以上 ・資格：なし <p>【生活相談員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置：専従1人以上 <p>【看護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置：専従1人以上 <p>【介護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置：～15人 専従1人以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1人以上は常勤) <p>【機能訓練指導員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置：1人以上 <p>（※1）支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<p>【管理者】（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置：常勤・専従1人以上 ・資格：なし <p>【生活相談員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置：なし <p>【看護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置：なし <p>【介護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置：～15人 専従1人以上 15人～ 利用者1人に専従0.1以上 <p>【機能訓練指導員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置：なし <p>（※1）支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>

通所型サービスの基準③

	介護予防通所サービス 介護予防通所介護に相当（現行相当）	生活支援通所サービス 市が基準等を緩和させたもの（基準緩和型）
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・その他必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所 （3㎡×利用定員以上） ※専用でなくても可 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・その他必要な設備・備品

総合事業（通所型サービス）の 人員基準活用例①

例① 定員23人の事業所の場合



※23人全員が現行相当（国基準利用者）であれば、介護職員が3人必要

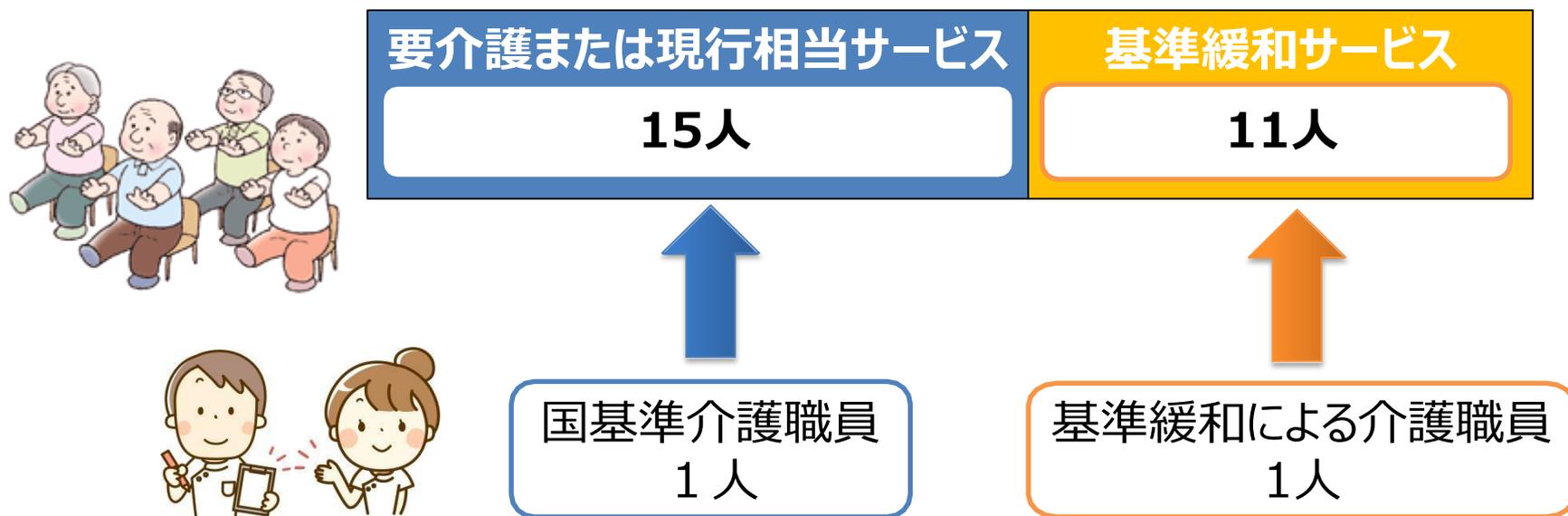
15人まで介護職員1人

15人～利用者1人につき0.2人

$(23 - 15) \times 0.2 = 1.6人 \rightarrow 2人$

総合事業（通所型サービス）の 人員基準活用例②

例② 定員26人の事業所の場合



※26人全員が現行相当（国基準利用者）であれば、介護職員が4人必要

15人まで介護職員1人

15人～利用者1人につき0.2人

$(26-15) \times 0.2 = 2.2人 \rightarrow 3人$

6 緩和した基準によるサービス・短期集中 予防サービスについて（委託事業）

清須市のサービス事業類型

【訪問型サービス】

訪問介護



現行相当サービス（介護予防訪問サービス）

【通所型サービス】

指定事業

通所介護



現行相当サービス（介護予防通所サービス）

緩和した基準によるサービス（生活支援通所サービス）

緩和した基準によるサービス（きよす元気アップサービス）

委託事業

短期集中予防サービス（きよす集中リハビリサービス）

「きよす元気アップサービス」の基本事項

基本方針

- ・ 要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止、及び地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通り続けられるよう支援することを目的とする。
- ・ 市の委託事業として、自立支援や介護予防の理念・意識を共有する介護事業所等により、サービスを提供する。

事業の概要

- ・ サービス提供時間は、1.5時間以上とする。
- ・ サービスの提供については、利用開始後原則 3ヶ月までとする。
- ・ 利用者宅への自宅訪問をサービス提供に位置づけ、自立支援へ向けた適切な関与を行う。

対象者

- ・ 介護予防ケアマネジメントに基づき、必要と認められた者

「きよす集中リハビリサービス」の基本事項

基本方針

- ・ 専門職が短期間、集中的に関与することにより、利用者の生活機能の改善・運動器の機能向上を目指す。
- ・ 市の委託事業として、自立支援や介護予防の理念・意識を共有する介護事業所等により、サービスを提供する。

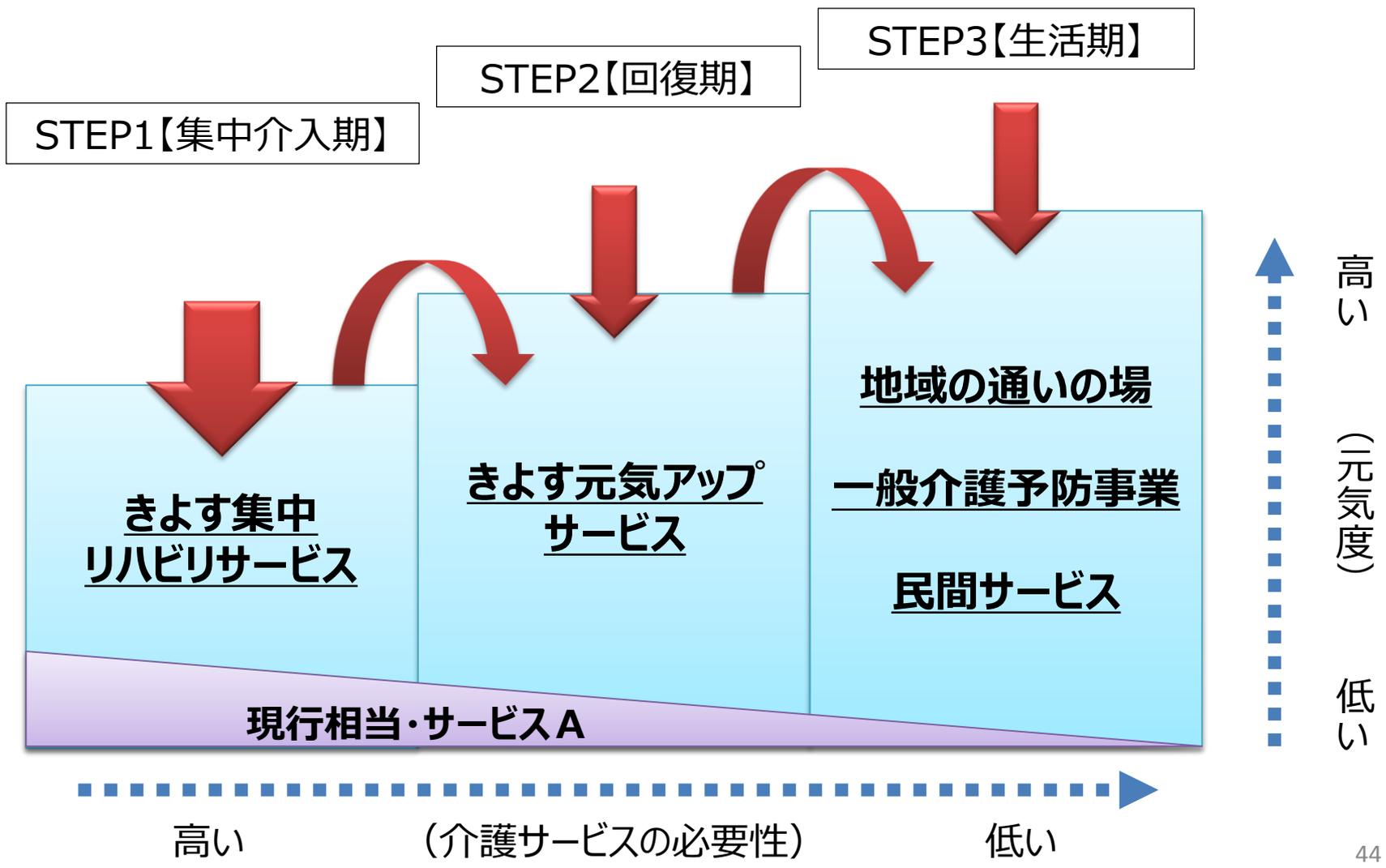
事業の概要

- ・ 専門職とは、理学療法士・作業療法士を原則とする。
- ・ サービス提供時間は、1.5時間以上とする。
- ・ サービスの提供については、利用開始後原則 3ヶ月までとする。
- ・ 利用者宅への自宅訪問をサービス提供に位置づけ、自立支援へ向けた適切な関与を行う。

対象者

- ・ 介護予防ケアマネジメントに基づき、必要と認められた者

清須市の通所サービスのイメージ



7 介護予防ケアマネジメントについて

介護予防ケアマネジメントとは

介護予防ケアマネジメントの考え方

- 介護予防の目的である「**高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ**」「**要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする**」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するもの。
- 総合事業における介護予防ケアマネジメントは、利用者の生活上の困りごとに対して、**単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援につながるよう、「心身機能」「活動」「参加」にバランス良くアプローチしていくことが重要である。**

介護予防ケアマネジメントの留意点

介護予防ケアマネジメントの実施にあたっては、自立支援や介護予防のため、新しい総合事業の趣旨、ケアマネジメントの結果、**適当と判断したサービス内容について利用者が十分理解する必要がある。**

- ・利用者本人やその家族の意向を的確に把握しつつ、専門的な視点からサービスを検討する。
- ・自立支援や介護予防に向けて必要なサービスであることや、どのような効果が期待されているのかを丁寧に説明し、その理解・同意を得てサービスを提供することが重要である。

介護予防ケアマネジメント類型について

実施類型

- 国からは3類型が示されていますが、清須市では当初は下記の2類型を実施します。

国が示す類型	対象	内容	単価	地域単価	加算
ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行相当サービス ・基準緩和サービス (指定) ・基準緩和サービス (委託) ・短期集中サービス 上記を利用する場合	現行と同じ	430単位/月	10.21円	<ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 300単位/月 ・介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所連携加算 300単位/回
ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)	ケアマネジメントの結果、一般介護予防事業等を利用する場合	初回のみ	430単位/月	10.21円	なし

実施主体

- ① **清須市地域包括支援センター**
- ② 指定居宅介護支援事業所 (地域包括支援センターからの委託による)

※ 居宅介護支援事業所へ委託するのは、介護予防ケアマネジメントAを行うケースで、下記のような場合です。

- ・既存の要支援者
- ・新規要支援認定者または事業対象者で、初回のケアマネジメントを実施し、1クール (概ね3カ月) 終了後

区分支給限度額とケアマネジメント費

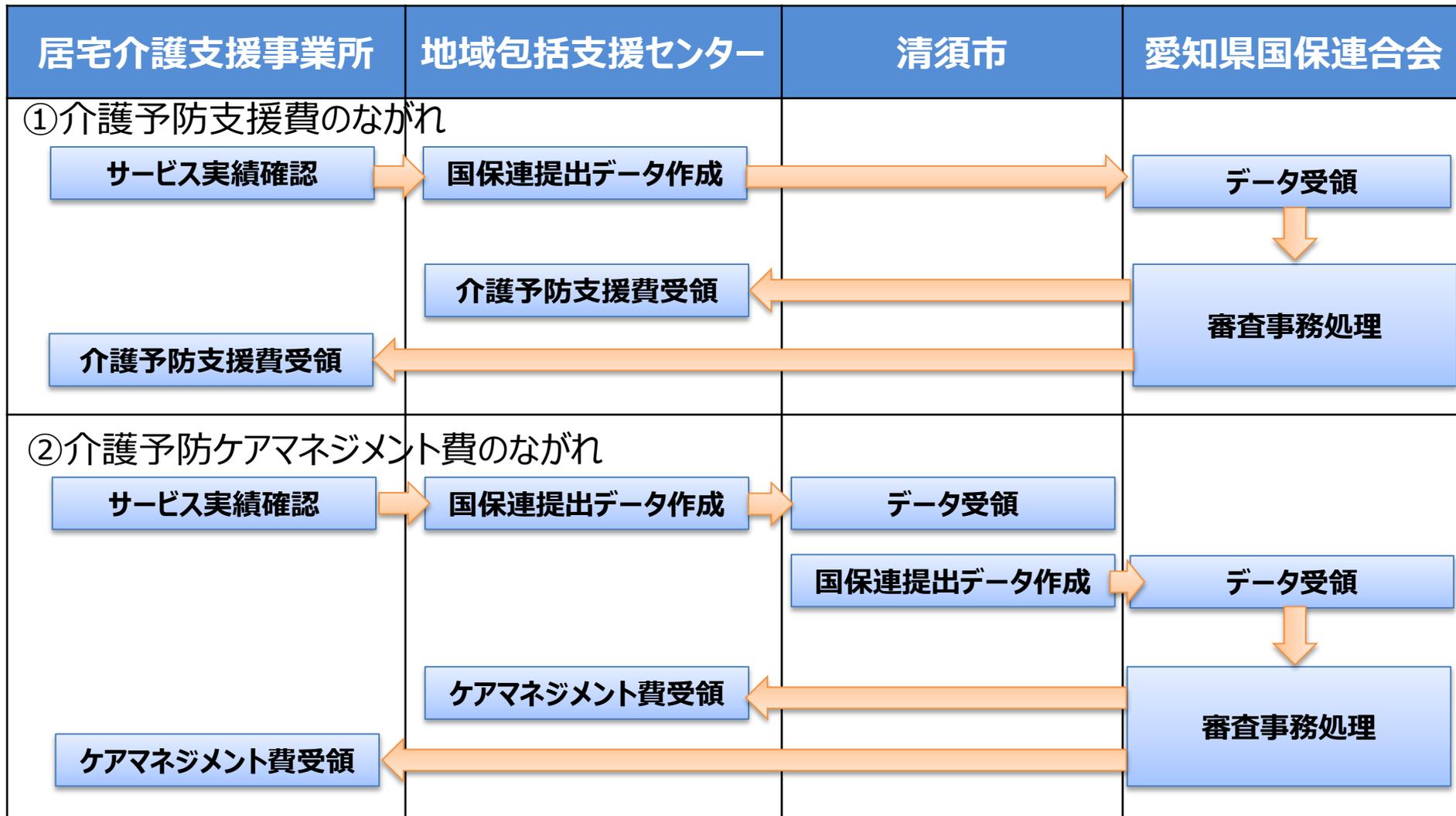
- **指定事業所のサービス利用時のみ給付管理を実施。**
- 要支援者が総合事業を利用する場合、予防給付の利用限度額の範囲内で、**給付と総合事業を一体的に給付管理**を行う。
- 介護予防給付のサービスを一つでも使っている場合は、**介護予防支援費**。総合事業のみは**介護予防ケアマネジメント費**となり、月ごとに替わる可能性もあることに注意。

利用者区分	支給限度額	給付管理の対象サービス	サービスの利用パターン	プラン費請求	コード	請求先
総合事業対象者	5,003単位 ※例外的に 10,473単位まで	・総合事業のうち指定事業者によるサービス	総合事業 (訪問・通所サービスのみ)	介護予防 ケアマネジメント費	AF	清須市※
要支援1	5,003単位	・予防給付のサービス ・総合事業のうち指定事業者によるサービス	介護予防給付のみ	介護予防支援費	46	国保連
			予防給付 + 総合事業			
			総合事業 (訪問・通所サービスのみ)	介護予防 ケアマネジメント費	AF	清須市※
要支援2	10,473単位	・介護予防のサービス ・総合事業のうち指定事業者によるサービス	介護予防給付のみ	介護予防支援費	46	国保連
			予防給付 + 総合事業			
			総合事業 (訪問・通所サービスのみ)	介護予防 ケアマネジメント費	AF	清須市※

※総合事業のみ利用する人の介護予防ケアマネジメント費については、請求ルートが異なる。

※委託事業の「きよす元気アップサービス（サービスA）」・「きよす集中リハビリサービス（サービスC）」は限度額管理に含まれません。

プラン代請求のながれについて



介護予防ケアマネジメントの届出のタイミング

届出のタイミング	介護予防サービス計画作成・ケアマネジメント依頼届	理由
介護給付利用→予防給付利用 (要介護→要支援)	必要	計画作成を居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ変更するため
介護給付利用→サービス事業のみ利用 (要介護→要支援・事業対象者)	必要	計画作成を居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ変更するため
予防給付→サービス事業のみ利用 (要支援→要支援)	不要※	計画作成は地域包括支援センターで変更がないため
要支援者→事業対象者 (認定更新せず)	必要	要支援から事業対象者として登録するため
地域包括支援センターから 居宅介護支援事業所へケアマネジメント を委託した場合	必要	委託先の居宅介護支援事業所を登録するため

※届出を省略できることとなっており、清須市は不要として扱う予定。

対象者別の利用可能サービスについて

サービス種類		要介護	要支援	総合事業 対象者	非該当
介護給付		○	×	×	×
介護予防給付 (福祉用具貸与・訪問看護など)		×	○	×	×
介護予防・生活支援 サービス事業	介護予防訪問・通所サービス (現行相当サービス)	×	○	○	×
	生活支援通所サービス (緩和した基準によるサービス)	×	○	○	×
	きよす元気アップサービス (緩和した基準によるサービス)	×	○	○	×
	きよす集中リハビリサービス (短期集中予防サービス)	×	○	○	×
一般介護予防事業		○	○	○	○

総合事業の介護予防ケアマネジメントについて

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中
— 厚生労働省 老健局振興課

介護保険最新情報

今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について
計97枚（本紙を除く）

Vol.484

平成27年6月5日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3982、3986）
FAX：03-3505-7894

詳細は下記にて確認ください

平成27年6月5日付け 介護保険最新情報 Vol.484

「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」

【ダウンロード先】

WAMNET（ワムネット）

<http://www.wam.go.jp/>

要介護認定に係る有効期間の見直しについて

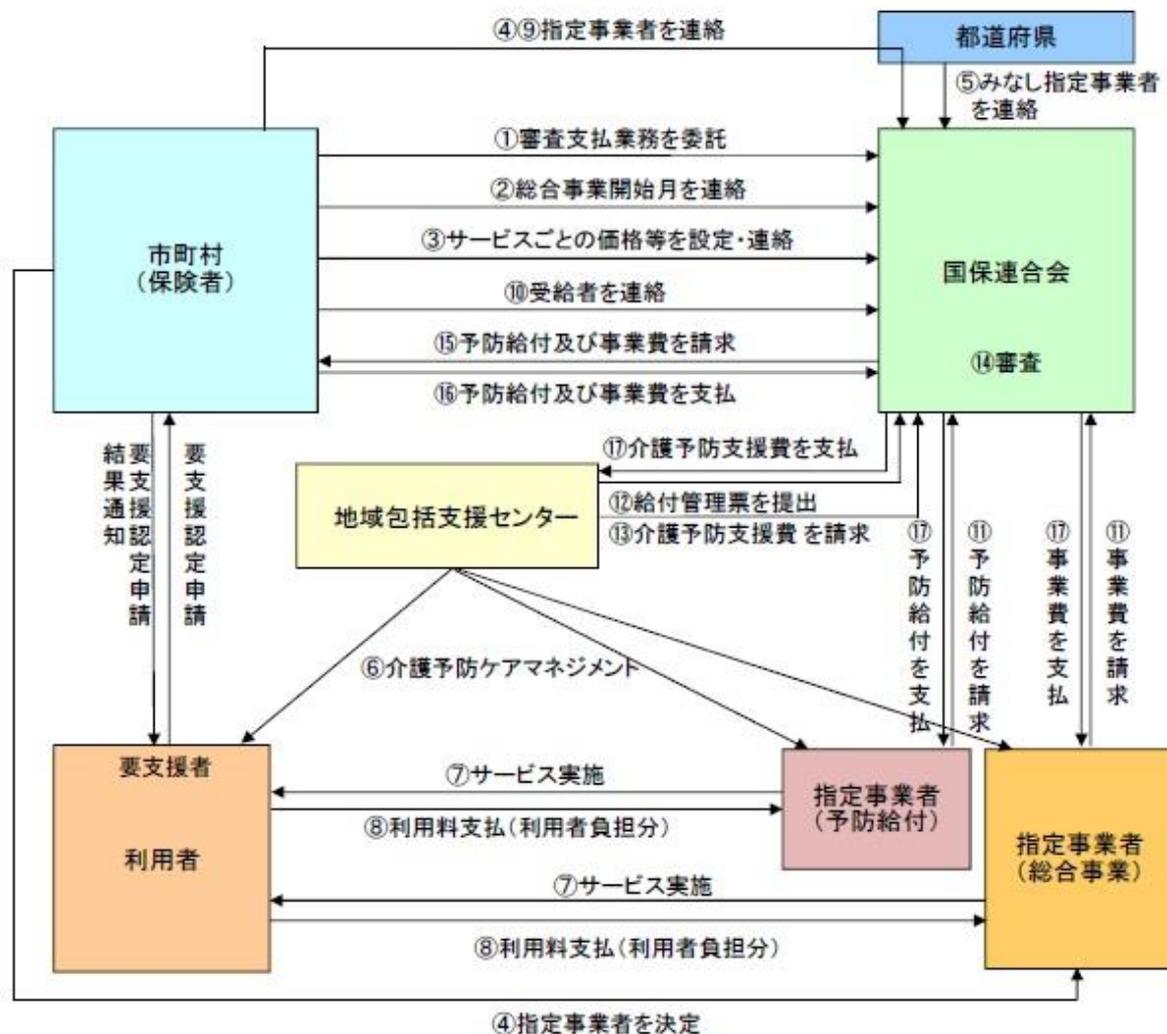
- 総合事業を実施する市町村は、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を一律に原則12ヶ月、上限24ヶ月に延長することが認められています。

申請区分等		平成29年3月まで		平成29年4月以降	
		原則	可能な設定	原則	可能な設定
新規申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
区分変更申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
更新申請	要支援→要支援	12ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	要支援→要介護	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	要介護→要支援	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	要介護→要介護	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月

8 総合事業サービス費用の請求について

総合事業の請求のながれについて

例：利用者が総合事業のみ利用する場合



※ 総合事業に係る請求は、
介護予防ケアマネジメントの
請求以外は **現行と同様**

9 今後のスケジュール等について

今後のスケジュールについて

平成29年1月25日	総合事業説明会
2月中	事業所指定申請
3月中	利用者との契約変更 指定決定
4月1日～	総合事業開始
5月10日	請求締切日（4月サービス提供分）

問い合わせについて

総合事業に関する質問

総合事業に関する質問につきましては、国が示す「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」及び「Q & A」を一読のうえ、市ホームページ掲載の質問票にて、FAX、Eメールまたは窓口持参により提出をしてください。

いただいた質問については、情報共有するためQ & Aとして取りまとめ、随時市ホームページにて公開する予定です。



【問合せ先】

清須市 健康福祉部 高齢福祉課 介護予防係

住所：清須市須ヶ口1238番地（北館1階）

TEL：052-400-2911（代表）

FAX：052-400-2963

E-mail：koreifukushi@city.kiyosu.lg.jp